

平成24事業年度における業務の実績に関する評価取りまとめ案（25年3月28日時点）

※ 資料4-1と異なる項目について以下に記載

資料4-1 のページ	中期計画の 項目	自己 評価	論点	評価案（とりまとめ案）
5-9	第2 3 組織運営の 効率化	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数の組織において複数の会議・チームを編成した必要性・有効性が明確に記載されているか。 	B （Bの理由：「解散業務推進のため複数の会議・チームを編成している。これについて、基金から、各会議等の内容説明や「方針決定機関と実施期間を分けたため」等の説明があったが、解散間際の少人数の組織において決定と実施を分けて編成する理由が明確でないなど、従来の2部制を残したまま多数の会議・チーム編成を必要とした理由及びこれらの会議・チームの有効性が不明確であり、機動的な人員配置であると必ずしも言えない。」ため）
13-17	第3 6 (1) 特別給付金の支給	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過少払い・過払いの事実関係・対応状況等について明確に記載されているか。 ・ 23年度までの評価の際、事実関係の説明がないまま評価を行ったこと（特に、23事業年度評価はAA）をどう考えるか。 	B （理由：「過少払いについては、22年度及び23年度で追加給付対応済みである。過払いについては、基金において、申請者に対し事前に過払いが発生した経緯を丁寧にご説明した上、文書でお願いし、分納されていた方には再三にわたり電話等で返納をお願いし、基金職員が直接債権者宅まで出向いた実績（1回）もあるが、現時点で1件（3万円）を回収できていない。」ため。）

23-25	第 3 6 (5) 標準期間の 設定	A A	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価は「A A」となっており、「迅速処理に全力を挙げた結果」としているが、全体で 434 件と、昨年度までと比べると大幅に少ない件数である。23 年度 4 月時点で 33 名、24 年 4 月時点で 19 名と、人数的には前年比 42.4%減であるが、23 年度処理件数が 7,055 件であり、24 年度処理件数は前年比で 1/16 である。「A A」とするだけの最小限の人数と言えるのか。 	<p>A</p> <p>(Aの理由:「100%を超える達成率であるが、24 事業年度の処理件数は 23 事業年度・22 事業年度に比して大幅に少なかったことを踏まえた」ため。)</p>
34-35	第 8 2 人事に関する計画	A	<ul style="list-style-type: none"> 23 年度に引き続いて 24 年度においても年度計画に規定していない理由、外部機関の研修の新規性、必要性について、明確に記載されているか。 	<p>B</p> <p>(Bの理由:「メールアドレスの外部からの不正利用事案に対し適切に対応出来たことは、情報セキュリティ研修の成果である。しかしながら、23 年度計画に引き続き、24 年度計画にも記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない(※)。また、研修等には参加させているものの、新規性が乏しかった。また解散に向けて職員のモチベーションを維持するために解散まであと半年となった時期に厚労省予算や総務省の資料館の活動を内容とした勉強会を行ったとあるが、当該勉強会と解散との関係が明確でないほか、解散のためであればより実務的な勉強会を開くべきであったなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない」ため。)</p> <p>(※)平成 25 年 1 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 23 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」</p> <p>別紙 1【各法人共通】の(評価指標の妥当性)におい</p>

				て、「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されている。
40-42	第 8 3 (4) 内部統制・ガバナンス強化	A	<ul style="list-style-type: none"> 23 事業年度評価を受けた取り組み状況、特別給付金の過少払い・過払い対応、「旅行券等引換券」対応等における内部統制・ガバナンスの記載が十分なされているかどうか。 	<p>C</p> <p>(Cの理由:「基金において、情報セキュリティ管理の徹底を図り、また、24 年 10 月以降は定期的に頻繁な監事監査を行うなど、内部統制・ガバナンス強化に向けた取り組みを行った。</p> <p>しかしながら、23 事業年度評価を受けた改善状況が明確にされていない。</p> <p>また、「旅行券等引換券」の未引換え 750 件について、引き換え期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引き換えに応じることとしたとあるが、送付作業が始まったのが 25 年 1 月であり、750 件中 722 件は送付できたが 28 件は送付ができなかった。</p> <p>特別給付金の過少払いについては、22 年度及び 23 年度で追加給付対応済みである。特別給付金の過払いについては、現時点で 1 件 (3 万円) が回収できず、全件回収に向けた理事長のマネジメントが十分であったとはいえない。</p> <p>基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる 24 事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであり、内部統制・ガバナンス強化はより一層重要なポイントだったところ、上記のような状況であった」ため。)</p>

43-48	第9 1 経過措置 (解散に向けた取組み)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23事業年度評価を受けた取組み状況（解散に伴う主体的な取組状況）が明確にされているか。 ・ 「旅行券等引換券」対応状況が明確にされているか。 	<p>C</p> <p>（Cの理由：「基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組みを行った。しかしながら、23事業年度評価を受けた改善状況、すなわち、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではない。</p> <p>また、「旅行券等引換券」の未引換え750件について、引き替え期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引き換えに応じることとしたとあるが、送付作業が始まったのが25年1月であり、750件中722件は送付できたが28件は送付ができなかった。</p> <p>基金は解散後の業務後継組織がないため、最終年度たる24事業年度において残務処理をすべて終わらせることが重要な法人ミッションであったところ、上記のような状況であった」ため。）</p>
-------	-----------------------------	---	---	--